

新潟市消防職員被服類及び装備品貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第23号

新潟市消防職員被服類及び装備品貸与規則の一部を改正する規則

新潟市消防職員被服類及び装備品貸与規則（平成9年新潟市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

別表第1第I類被服の項中

冬救急服		1着			1年	を
夏救急服		1着			1年	
救急服		2着			1年	に改め、

同表第II類被服の項中

消防用作業手袋	1双	1双	1双	1双	2年	を
安全靴	1足	1足	1足	1足	2年	

消防用作業手袋	1 双	1 双	1 双	1 双	2 年
救助用作業手袋	1 双	1 双	1 双	1 双	2 年
安全靴	1 足	1 足	1 足	1 足	2 年

に改め、

同表第Ⅲ類被服の項中「安全带」を「墜落制止用器具」に改める。

別表第 2 中

消防手帳	1 冊	
襟章	2 個	

を

襟章	2 個	
----	-----	--

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用中の被服類については、当分の間、改正後の新潟市消防職員被服類及び装備品貸与規則の規定による被服類とみなす。